

地方創生推進交付金に関するQ & A

※ このQ & Aは今後、順次更新を行っていきます。

1. 制度趣旨・概要について

1-1 地方創生推進交付金（以下、「推進交付金」という。）の趣旨・概要如何。

- 推進交付金は、地域再生計画に記載された、地方版総合戦略に基づく地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を、複数年度（概ね5箇年度以内）にわたり安定的・継続的に支援するため、創設するものである。

なお、推進交付金は、地域再生法（以下、「法」という。）に基づく交付金であることから、対象となる事業は、交付申請とは別に、法第5条第4項第1号の規定に基づき、認定地域再生計画（法第5条第16項の規定による内閣総理大臣の認定を受けたもの）に記載されている必要がある。

- 地方版総合戦略に基づく各地方公共団体の取組について、地方創生の深化に向けて取り組んでいただく観点から、具体的な事業構築にあたっては、地方創生先行型交付金（タイプI）や地方創生加速化交付金における特徴的な事例等も参考にしつつ、先駆性を有する事業を提出していただきたい。
- 支援対象となる先導的な事業は、
 - (イ)先駆タイプ… 官民協働、地域間連携、政策間連携等の先駆的要素が含まれている事業
 - (ロ)横展開タイプ… 先駆的・優良事例の横展開を図る事業
 - (ハ)隘路打開タイプ… 既存事業の隘路を発見し、打開する事業の3タイプである。
- 事業毎に、ふさわしい具体的な重要業績評価指標（以下、「KPI」という。）を設定し、PDCAサイクルの整備が必要である。特に、事業年度毎に外部有識者や議会の関与等も含め効果検証を行い、その結果について、公表するとともに、国への報告を行う。

※ なお、道、汚水処理施設、港の整備事業については、特に言及のある項目のほかは4の項目を参照ください。

1-2 推進交付金はどのような事業分野を対象としているのか。

- 推進交付金の対象となる事業分野は、地方公共団体において、それぞれの地方版総合戦略に位置付けられた事業を対象とする。
- 具体的には、以下のとおりである。
 - しごと創生… ローカルイノベーション、ローカルブランディング（日本版DMO、地域商社）、ローカルサービス生産性向上 等
 - 地方への人の流れ… 移住促進、生涯活躍のまち、地方創生人材の確保・育成 等
 - 働き方改革… 若者雇用対策、ワークライフバランスの実現 等
 - まちづくり… コンパクトシティ、小さな拠点、まちの賑わいの創出、連携中枢都市 等

1-3-1 地方創生先行型交付金（タイプⅠ）及び地方創生加速化交付金と比べて、どの程度の先駆性を求められるのか。

- 地方版総合戦略に基づく各地方公共団体の取組について、地方創生の深化に向けて取り組んでいただく観点から、具体的な事業構築にあたっては、地方創生先行型交付金（タイプⅠ）や地方創生加速化交付金における特徴的な事例等も参考にしつつ、先駆性を有する事業を提出していただきたい。
- 特に、自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携の要素は重要であり、申請にあたっては、このような要素を磨いた上で事業実施計画（以下、「実施計画」という。）に明記していただきたい。また、事業タイプ（先駆タイプ、横展開タイプ、隘路打開タイプ）によって満たすべき要素が異なる点にも、留意していただきたい。

改訂 1-3-2 先駆タイプの申請においては、都道府県、市区町村を問わず、広域連携事業（複数の地方公共団体が、それぞれ予算計上を行い、共同で交付金申請を行うもの）が申請のための条件となるか。

- 先駆タイプの申請においては、都道府県、市区町村を問わず、官民協働、政策間連携に加えて、地域間連携の要素を満たすために広域連携事業であることが重要である。広域連携事業とは、複数の地方公共団体が、それぞれ予算計上を行い、共同で交付金申請を行うものであり、他の地方公共団体にも効果があるものとして一つの地方公共団体が単独で交付申請を行うものではない。
- ただし、地域間連携については、広域連携事業であることが望ましいが、広域連携事業以外の形で連携する場合であっても「先駆タイプ」に申請することができる。広域連携事業以外の連携としては、例えば、主たる申請主体となる地方公共団体が中心となって事業の申請を行うが、事業自体は関係する地方公共団体と役割分担をして取り組み、その効果が参画している地方公共団体全体に波及するような場合などを想定している。
- また、生涯活躍のまち、コンパクトシティ等にあっては、必ずしも地域間連携を要件とするものではないため、広域連携事業をはじめとする地域間連携の要素を満たさない単独事業であっても、「先駆タイプ」として申請して頂いてかまわない。
- なお、28年度の推進交付金においては、27年度補正予算の地方創生加速化交付金と同様、官民協働、地域間連携、政策間連携のうち2つの要素を満たすものは「横展開タイプ」にて申請を受け付けることとしており、その交付金額の「目安」も地方創生加速化交付金相当としている。そのため、地域間連携の要素を満たさないものについては、「横展開タイプ」に申請して頂きたい。
- 推進交付金における「先駆タイプ」は、地方創生加速化交付金における申請条件を超えて、それぞれの地方公共団体において予算計上を行い、共同で交付金申請を行うこと（広域連携事業＝地域間連携を満たす）を原則としており、より先駆性を高めて頂く必要がある。その分、支援対象期間や、交付決定金額の「目安」を、「横展開タイプ」や地方創生加速化交付金より、高めている。

1-4 推進交付金の審査はどのように行われるのか。

- 事業タイプ（先駆タイプ、横展開タイプ、隘路打開タイプ）ごとに異なるが、いずれも、関係各省庁の参画を得ながら内閣府地方創生推進事務局において対応する。
- 先駆タイプにおいては、外部有識者が、個々の事業について審査を行った上で、交付対象事業を決定する。
- 横展開タイプ及び隘路打開タイプにおいては、外部有識者の審査方法に準じて内閣府地方創生推進事務局において審査を行い、交付対象事業を決定する。

2. 交付対象事業について

2-1-1 平成27年度予算に計上した事業で、平成28年度に繰り越したものも申請できるのか。いつ予算計上した事業が申請できるのか。

- 平成27年度に計上した事業は申請対象とはならない。第2回分については、28年度当初予算、6月補正又は9月補正に計上された事業を申請対象とする。その際、特定財源（推進交付金）を見込んでの予算計上のみならず、将来の特定財源収入を見込んだ上での一般財源での予算計上でも差し支えない。

2-1-2 9月議会が開かれないため、専決処分を行った事業について、申請することは可能か。また、9月議会ではなく、別途臨時議会を開いて承認を得る予定の事業を申請することは可能か。

- 専決処分を行った事業について、今回の募集へ申請することは可能である。
- 申請された案件については、11月下旬までに交付決定及び地域再生計画認定を行うことを想定しているため、それ以前に、臨時議会を開催し、承認を得られる見込みの事業について、申請を行うことも可能である。

2-1-3 9月議会では、慣例により予算は扱わないなどのために対応が難しいので、12月議会承認を得る予定の事業を申請することは可能か。

- 今般申請予定事業について、9月議会では慣例により予算は扱わないなどの理由により対応が難しい場合には、次回（12月）の議会において補正予算計上なされることが、実質的に議会から了解を得られているなど、いずれ当該事業を含む補正予算が成立することが確実との見込みがあれば、今回の募集に申請して頂いてかまわない。

2-1-4 広域連携事業の構築を進めているところであるが、主たる申請主体となる地方公共団体においては9月補正で計上は可能であるが、関係地方公共団体においては、9月補正で計上ができない場合、どうしたらよいか。

- 複数の地方公共団体の連名で広域連携事業として先駆タイプの申請を予定している場合であって、主たる申請主体となる地方公共団体においては9月議会承認を得られる見込みであるが、その他の地方公共団体においては9月議会での承認に間に合わないなどの事情がある場合、当該地方公共団体において次回（12月）の議会において補正予算計上なされることが、実質的に議会から了解を得られているなど、いずれ当該事業を含む補正予算が成立することが確実との見込みがあれば、今回の募集に、広域連携事業として先駆タイプに申請して頂いてかまわない。

改訂 2-1-5 従前に申請された単独事業（横展開タイプ申請）を、広域連携事業（先駆タイプ申請）に変更することは可能か。

- 今回の募集において、単独事業として横展開タイプの申請、採択がなされた後、当該事業を執行していく中で、関係する地方公共団体と地域間連携が成立し、関係地方公共団体において予算計上の見込みが立った際に、広域連携事業による先駆タイプとして申請（変更申請）を行うことは可能である。
- その場合、従来の変更申請であるため、当初より単独事業として採択されていた地方公共団体においては、新たな申請事業数とはカウントしない。

2-2-1 予算計上した事業について、地域再生計画の認定及び推進交付金交付決定以前の事業着手は認められるのか。

- 予算計上した事業について、地域再生計画の認定及び推進交付金交付決定以前の事業着手は原則として認められないこととするが、
 - ① 交付決定まで事業着手を遅らせると、当該事業の目的達成に重大な支障が生じうること、
 - ② 28年度当初予算、6月補正予算又は9月補正予算における当該事業の予算計上に際し、本推進交付金の活用を予定していることが明らかにされており、単なる財源振替ではないこと、のいずれも満たす場合には、法施行後の事前着手を認めうるため、個別に相談いただきたい。（なお、道、污水处理施設、港の整備事業については、従前からの取扱いに従うものとする。）

2-2-2 「当該事業の目的達成に重大な支障が生じうる」とはどのような場合が相当すると考えられるのか。

- 交付決定前の事前着手は原則として認められないところであるが、交付決定まで事業着手を遅らせると、事業の目的を達成しない重大な支障が生じる等の場合には、事業着手して頂いて差し支えない。
- 具体的には、
 - ・ 農業などの事業において、季節の問題から、当該季節から事業執行を行わないと当該事業の目的を達成しえないといったもの、
 - ・ インターンシップなどの事業において学生がインターンを行う可能性が高い夏休み時期において執行を行わないと当該事業の目的を達成しえないといったもの、
 - ・ 観光などの事業において、その事業の狙う繁忙期（夏休みなど）を逃してしまつては、当該事業の目的を達成しえないといったもの、
 - ・ マーケティングのためのデータ収集などの事業において、調査期間を長くとるために、特定の時期から事業を開始しないと当該事業の目的を達成しえないといったもの

などを想定しており、当該時期から執行する理由づけが明確にされていることを想定している。

2-2-3 どのような場合に、交付決定前の「事業着手」となるのか。契約に向けた準備（入札など）を行った場合、事業着手となるのか。

- 原則として認められないこととしているのは、交付決定前に、契約（支出負担行為）が行われることであり、それに向けた準備は進めてもらって差しつかえない。

2-2-4 4月当初から継続して実施している事業のうち、11月の交付決定日以降の費用について、日割りや当該日以降の執行見込み額の部分を切り出して申請することは可能か。

- 継続して実施している事業について、合理的な案分によって交付決定日以降の費用を切り出して申請して頂くことは差し支えない。

2-2-5 さらに、「当該事業の目的達成に重大な支障が生じる」ものとして4月当初から事業を開始しているもののうち、法施行後（4月20日以降）の費用について、日割りや当該日以降の執行見込み額の部分を切り出して申請することは可能か。

- 4月当初から事業を開始している事業について、4月20日から事業を開始しない場合であって「当該事業の目的達成に重大な支障が生じる」場合には、合理的な案分によって法施行以降（4月20日以降）の費用を切り出して申請して頂くことは差し支えない。

改訂 2-3-1 ハード事業の取扱いなど、推進交付金対象事業に係る留意点は何か。

- 職員の人件費（事業に伴う臨時・非常勤職員の人件費を除く。）には推進交付金を充当しないこと。
- 職員自身の旅費には原則として充当することはできない。ただし、当該事業の一環として必要不可欠な職員の出張については、旅費を支出して差し支えない。例えば、販路開拓のためのトップセールス等への職員の同行については認められるが、推進交付金について、事業者と事前打合せをする場合、先進地への視察、市区町村が県と相談する場合の旅費などについては、一般財源で対応していただきたい。
- 地域おこし協力隊活動など財政上の支援を受けているものには、推進交付金を充当しないこと。
- 貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）には、推進交付金を充当しないこと。
- 基金の積立金には、推進交付金を充当しないこと。
- ソフト事業を中心とすることとしているが、ソフト事業と密接に関連するハード事業（施設整備事業等）は交付金の対象とする。ハード事業については、ソフト事業と合わせて実施することにより、ソフト事業のみによる場合に比して、設定する KPI 等の十分な向上が見込まれるものは対象とする。その場合であっても、計画期間を通じてハード事業の割合が概ね過半となる場合（50%以上を目安とする）には、原則として、交付金の対象としない。
- 備品購入については推進交付金の対象とする。ただし、KPI 等の十分な向上に資するよう留意すること。
- 国の補助金又は給付金を受けている、又は受けることが確定している事業には、推進交付金を充当しないこと。国による補助金又は給付金の対象となる可能性のある事業については、国による当該補助金又は給付金の利用を優先すること。
- 特定の個人や個別企業に対する給付金事業及びそれに類するものは、原則として、推進交付金の対象としない。
- 単独申請による特定分野のみの政策間連携のない事業は、地方創生に資する効果などが限定的になり推進交付金の対象外となる可能性が高いことから、申請については慎重に検討いただきたい。

2-3-2 個人や個別企業に対する給付事業は、原則、対象外となっているが、具体的にどのような経費が対象外となるのか。

- 例えば、個人向けでは医療費の無料化の対象拡大や、研修中の介護士の給与補填、お試し移住の際の旅行代金の支給、住宅購入への助成等が、個別企業向けでは赤字企業への事業費助成等が給付金事業と判断され、推進交付金の対象外となる。

2-3-3 給付事業に類するものとして対象外となる経費は何か。

- 例えば、福祉事業等の一般財源で措置すべき経常的な経費の財源振替、赤字施設への運営費の補てん等が、給付事業に類するものとして推進交付金の対象外となる。

2-3-4 個別企業への助成は全て給付金事業に該当するのか。

- 上記のとおり、赤字企業への事業費助成等、経常的な支出への補てんに該当するものに限って、個別企業に対する給付金事業として対象外としている。
- したがって、地方創生先行型交付金（タイプⅠ）及び地方創生加速化交付金において対象としていたような、強みのある分野に特化した助成、地域資源を活用して新分野開拓を支援するための助成など、当該地方公共団体が戦略性をもって取り組む助成については、個別企業が対象であっても推進交付金の対象となる。

改訂 2-3-5 「ハード事業が太宗を占める場合（50%以上を目安とする）には、原則として、交付金の対象としない」とされる計算は、総事業費に対して計算を行うのか、各年度の事業費に対して計算を行うのか。

- 原則として、複数年度計画を通じた総事業費でハード事業の割合が概ね半分以上を超えることがないように事業構築して頂きたい。
- ハード事業の実施については、例えば、企業版ふるさと納税の制度や他の地方債の活用などについても検討して頂きたい。その上でなお推進交付金の活用が必要である場合には、個別に相談して頂きたい。

2-4 国による他の補助金等を受けている事業に充てることはできるのか。

- 国による固有の補助金の給付を既に受けている、若しくは、平成 28 年度に受けることが確定している事業には、充当することはできない。また、国による補助制度の給付対象となる可能性のある事業については、国による補助事業の利用を優先させることとする。
- 独立行政法人による補助制度についても、国の補助制度における取扱いに準ずるものとみなし、同様の取り扱いとする。個別事例について判断に悩む場合には、交付金担当まで相談いただきたい。
- 一方で、1つの地方創生事業において、明確な役割分担の下で、本交付金の活用に加え、他の国庫補助金等も併せて有効活用を図ることは、望ましいものであるため、他の国庫補助金の活用についてもよく検討していただきたい。

2-5-1 推進交付金と他の補助金等の対象の取り扱いはどのような整理になっているか。

- 「地域少子化対策」に関して、内閣府内で申請窓口を共同化するが、結婚に関する取組や結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成を少子化対策重点推進交付金で支援し、これらの支援対象以外の官民協働、地域間連携、政策間連携等の先駆性を有する事業を支援するという推進交付金のコンセプトに沿った取組を推進交付金で支援する。
- 「小さな拠点」については、単独地方公共団体の個別拠点への支援は既存の補助金で行い、複数の拠点を支援する中間支援組織や、中核となる拠点を中心とした複数地方公共団体にまたがるサービス等を推進交付金で支援する。
- また、単独申請による観光振興のみの事業（DMO 形成事業を含む）や農林水産業振興のみの事業は、それぞれの分野の所管省庁による補助金で支援することとし、推進交付金の対象外とする。

2-5-2 都道府県の単独申請による日本版 DMO 関連事業について、推進交付金ではどのような取扱いとなるのか。

- 都道府県の単独申請による日本版 DMO 関連事業は、「横展開タイプ」として推進交付金を活用することができる。
- ただし、まちづくり、地域産業などの他の分野への効果がなく、実質的に観光振興のみに留まるものは、政策間連携の要素を満たさない可能性があるため、推進交付金の対象外となり得ることに注意していただきたい。

2-5-3 市区町村の単独申請による日本版 DMO 関連事業について、推進交付金ではどのような取扱いとなるのか。

- 市区町村の単独申請による日本版 DMO 関連事業は、原則として、推進交付金ではなく、観光庁による支援をご活用頂きたい。
- ただし、観光振興のみを目的とした DMO 関連事業ではなく、まちづくり会社の機能や地域商社の機能も有する事業については、申請して頂いてかまわない。

2-5-4 日本版 DMO 関連事業について、観光庁が創設した「日本版 DMO 候補法人の登録制度」への登録がなければ推進交付金に申請することができないのか。

- 日本版 DMO 関連事業については、観光庁が創設した「日本版 DMO 候補法人の登録制度」への登録がなければ申請することができない。
- ただし、既に登録されている場合に限り申請できるというものではなく、登録制度に申請中のもの、将来に申請することを予定しているものであっても、推進交付金に申請することができる。

2-6 地方負担に対する地方財政措置はどのようになるのか。

- 本交付金の地方負担に対する地方財政措置については、ソフト事業のうち5割は、標準的な経費として普通交付税により、残りの5割については、事業費に応じて特別交付税により措置されることとなる。また、ハード事業については、一般補助施設整備等事業債の対象となり、充当率は90%、交付税措置率は30%を予定している。
- なお、道、汚水処理施設、港の整備事業については、公共事業等債等の対象となるものである。

2-7 都道府県による市区町村への補助事業に推進交付金を充当することは可能か。

- 可能である。ただし、原則として、アウトカムベースによるKPIの設定と検証機関による検証がされるなどの事業の仕組みを備えるとともに、自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携等の先駆性を有する事業である必要がある。

2-8 地方公共団体が造成している基金から財源が拠出されている事業も、推進交付金の対象事業となるか。

- 対象となる。ただし基金の原資に国からの補助金が充当されている場合は、実質的に国による補助制度となるため、対象とならない。

2-9 地方公共団体の特別会計や公営企業会計から財源が拠出されている事業について、推進交付金の対象事業となるか。

- どの会計制度から財源が拠出されているかに依らず、地方版総合戦略における位置づけなどを勘案し、推進交付金による事業として適切かどうかを個別に判断して頂きたい。個別事例について判断に悩む場合には、推進交付金担当まで相談いただきたい。

2-10 複数年度で事業を実施する場合に、初年度が調査や事業計画の策定で終了する事業は、推進交付金の申請の対象となるか。

- 推進交付金の対象となる事業は、自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携等の先駆性を有する事業であることから、初年度事業に係るアウトプットベースによるKPIの設定に加え、複数年度の事業全体に係るアウトカムベースによるKPIの設定と検証機関による検証が行われることを前提として、初年度が調査や事業計画の策定で終了する場合であっても、申請の対象となる。

追加 2-1-1 自立性について、先駆タイプとそれ以外の横展開タイプ、隘路打開タイプとの具体的な違いはなにか。

- 自立性とは、事業を進めていく中で、「稼ぐ力」が発揮され、事業推進主体が自立していくことにより、将来的（3～5年後）に本交付金に頼らずに、事業として自走していくことが可能となることであり、具体的には、先駆タイプの場合には、事業収入や会員からの収入をはじめ、歳出又は歳入面での財源確保に取り組むことを指す。
- 横展開タイプや隘路打開タイプの場合には、そのような事業収入や会員からの収入による財源に加え、行革努力により見込まれる将来の一般歳出の削減効果についても財源にカウントして頂いてかまわない。

3. 手続きについて

3-1 広域連合、一部事務組合が申請者になり得るか。

- 広域連合及び一部事務組合（以下、「広域連合等」という。）については、独自の地方版総合戦略を策定していることを前提として、推進交付金の申請者になり得る。広域連合等についての申請事業数の目安は、主に都道府県から構成されている広域連合等については2事業まで、主に市区町村から構成されている広域連合等については1事業まで、とする。（したがって、広域連合等を構成する各々の地方公共団体（以下、「構成団体」という。）の申請事業数の「目安」の内数としてカウントすることはない）。
- なお、申請事業についての計画認定期間及び交付金額については、主に都道府県から構成されている広域連合等については、先駆タイプの場合、計画認定期間は5か年度以内、1事業あたりの交付金額は国費2億円（事業費ベース4億円）を上限の目安とし、横展開・隘路打開タイプの場合、計画認定期間は3か年度以内、交付金額は1事業あたり国費5,000万円（事業費ベース1億円）を上限の目安とする。主に、市区町村から構成されている広域連合等については、先駆タイプの場合、計画認定期間は5か年度以内、交付金額は国費1億円（事業費ベース2億円）を上限の目安とし、横展開・隘路打開タイプの場合、計画認定期間は3か年度以内、交付金額は1事業あたり2,500万円（事業費ベース5,000万円）を上限の目安とする。

3-2-1 申請事業数について、都道府県にあっては6事業まで、市区町村においては3事業までとのことだが、各タイプに当該事業数まで申請出来るということか。

- 一地方公共団体における申請事業数であり、タイプごとの申請事業数ではない。3つのタイプにどのように申請するかは各地方公共団体の自由とする。
- なお、地方公共団体毎の申請金額の上限は設けないが、各タイプにおける1事業あたりの交付金額の上限の目安が異なるため、留意していただきたい。

3-2-2 1事業あたりの交付金額の上限の目安とは、単年度あたりの上限の目安か。複数年事業を予定している場合、複数年間の事業費の総額を上限の目安以内にしなければならないのか。また、広域連携事業の場合は、連携地方公共団体の事業費の総額を上限の目安以内にしなければならないのか。

- 1事業あたりの交付金額の目安として示しているのは、一地方公共団体あたりの単年度分の金額である。したがって、複数年事業の場合は、単年度あたりの上限の目安に年数を乗じたものが複数年間の事業費の総額の上限の目安となる。
- また、広域連携事業の場合は、参画する各地方公共団体あたりの上限の目安を合計したものが事業費の総額の上限の目安となる。

改訂 3-2-3 広域連携事業を実施する場合はこれまで通り事業数の上限はないのか。

- 都道府県又は市区町村が広域連携事業を申請する場合に限って、1事業分を追加することができることとし、都道府県にあつては7事業まで、市町村にあつては4事業までの申請を可能とする。

3-2-4 申請事業数の「目安」は第2回目の募集について適用されるのか、年度を通じて申請事業数の「目安」なのか。

- 原則として、申請事業数の「目安」は年度を通じてのものである。
- ただし、1回目に事業申請を行い、採択に至らなかった事業がある場合は、（年度を通じての）申請事業数の「目安」と採択された事業数の差が、2回目の申請事業数の「目安」となる。

3-3 交付額が申請額を下回る場合があり得るのか。

- 当該事業の一環として必要不可欠でない職員の出張旅費など、交付対象外経費が認められる事業については、当該交付対象外経費を除いた金額を交付する。
- なお、交付額が申請額を下回る場合には、交付額と申請額の差額を一般財源で措置するなど、事業執行に支障が出ないように、適切な対応が求められることについてあらかじめご了承ください。

3-4 先駆タイプは、①自立性、②官民協働、③地域間連携、④政策間連携の4つの要素全てが含まれていることが要件となっているため、横展開タイプに申請した方が採択されやすく得なのではないか。

- 先駆タイプに応募して、外部有識者による審査の結果、先駆タイプとしての採択基準を満たさない場合であっても、横展開タイプとしての基準を満たした場合には、横展開タイプとして採択される場合がありえる。

3-5 実施計画の提出にあたっては、地方公共団体名や地域名などの固有名詞をマスキングする必要があるのか。

- 推進交付金の実施計画の提出にあたっては、固有名詞をマスキングしていただく必要はない。

3-6 一度、実施計画を提出したら、実施計画の変更は認められないのか。

- 提出期限前であれば、実施計画の変更は可能である。また、提出期限後から交付決定までは、実施計画の変更は認められない。交付決定後にあつては、推進交付金担当に相談した上で、実施計画の軽微な変更は認められる。ただし、事業実施内容や KPI の変更など実施事業に大きな変更が生じる実施計画の変更は認められない。

3-7 推進交付金を充当した事業を繰り越すことは可能か。

- 推進交付金は 28 年度当初予算で計上されており、本交付金の対象事業は、原則として、28 年度内の執行が予定されている事業である。
- しかしながら、通常の補助金等と同じく、将来、予期せぬ事態が発生し工事等が遅延した等の相応の繰越事由がある場合には、繰越を認める可能性がある。

3-8 市区町村には、国庫から直接市区町村に交付されるのか。

- 国庫から直接市区町村に交付される。市区町村に交付する推進交付金の事業内容について、都道府県がその権限を持って、調整することはない。
- ただし、地方創生先行型交付金（タイプ I）及び地方創生加速化交付金と同様に、事務手続きの円滑化・効率化のために、都道府県の機関を介して、市区町村への情報伝達や地方創生加速化交付金の各種手続きのとりまとめなどを行うことを考えている。詳細については、その都度、お知らせすることとしたい。

3-9 概算払いは可能か。

- 内示後に交付対象自治体に対して概算払いを希望するかを確認した後、財政当局の了解を経た上で概算払いを行う予定であり、内示後から概ね 2 ヶ月以内に支払われる見込みである。なお、詳細は決定次第、別途連絡する。

3-10 KPI はいつまでに、どの程度のものを設定する必要があるのか。

- KPI は、推進交付金により実施される事業ごとに設定する。
- KPI は、事業目的に照らして実現すべき成果（アウトカム）に係る指標を設定することを原則とする。
- 同指標に基づく事業の成果については検証され、その後の地方版総合戦略の改訂の検討に反映される必要がある。

3-1-1 KPIによる事業結果はどのような体制で、どのように分析するのか。

- 各地方公共団体においては、できる限り、外部有識者を含む検証機関を設置し、KPIの達成度について検証することが望まれる。検証機関は、必要に応じて、住民の意見聴取等を行い、地方版総合戦略や今後実施すべき事業のあり方について提言を行うことが望まれる。また、議会による検証についても行われることが望まれる。

3-1-2 実施した事業が、KPIの達成度が極めて低い結果となった場合、推進交付金を返還する必要があるのか。

- KPIの達成度が極めて低いことを理由に、推進交付金を用いて既に行った事業分の資金を返還していただくことは想定していない。
- しかし、複数年度にわたる事業計画が認められている場合であっても、各地方公共団体において、PDCAサイクルによる事業評価を行い、KPIの達成度が低い結果にもかかわらず、当該事業についての改善が図られていない等の場合は、次年度分の推進交付金の交付を認めないことがあり得る。
- いずれにしても、次年度の交付金申請を行うに当たっては、KPIの達成状況等の検証結果（達成状況が芳しくない場合は、原因分析と改善策を含む）を踏まえるものとする。

3-1-3 国は具体的にどのようにサポートしてくれるのか。様々な相談は、まず、どこに行けばいいのか。

- 全国において個別相談会の開催を予定していることから、積極的な参加を検討していただきたい。
- 参加の際は、各地方公共団体において、地方創生先行型交付金（タイプⅠ）や地方創生加速化交付金における特徴的な事例等を参考にして、事業の自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携等の先駆性について検討を深め、その内容を磨いていただきたい。
- なお、参加が難しい地方公共団体については、メールでの相談も受け付けていることから、内閣府地方創生推進事務局の推進交付金担当にご連絡いただきたい。

改訂 3-1-4 第2回目の申請募集はいつ頃行われるのか。また、第2回目の申請募集に係る事前相談は受け付けるのか。

- 平成28年9月以降に第2回目の地域再生計画申請及び交付申請の受付を行う予定である。なお、事前募集については、平成28年7月中旬以降、随時事前相談を受け付ける。

3-1-5 推進交付金の実施計画の具体的基準や手続き（日程を含む）はどうか。

- 具体的基準や手続き等については、7月6日付けの通知を参照されたい。

3-16 地方創生加速化交付金で一部減額となって採択されている事業について、その減額分を推進交付金分として申請することは可能か。

- 推進交付金では、既に地方公共団体の予算に計上されている地方創生加速化交付金で採択された事業の財源に充当することはできない。
- なお、減額の有無にかかわらず、先駆性を更に磨き上げた事業を申請することは可能である。

3-17 地方創生加速化交付金に申請したが不採択となった事業を、28年度の推進交付金分として申請することは可能か。

- 27年度補正予算から繰り越している場合は申請できない。28年度予算に計上された事業であれば申請は可能であるが、同じ事業内容のままでは先駆性が不足した事業であると考えられるので、交付対象とならない可能性が高い。
- したがって、再度提出する場合には、地方創生加速化交付金における特徴的な事例等を参考にして、事業の自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携等の先駆性について検討を深め、その内容を磨いた上で提出していただきたい。

3-18 推進交付金を申請するためには、28年度事業として議会の予算議決を得る必要があるが、議会の承認を得たとしても、採択されなかった場合には一般財源で手当てすることが不可能で、事業実施ができなくなってしまう可能性がある。そうした場合に、なんらかの救済措置はとられるのか。

- 事業が採択されなかった場合は、地方公共団体の判断により、一般財源で対応していただくか、事業をとりやめていただくこととなり、国として救済措置をとることはできない。
- したがって、事業の採択に向けて、内閣府地方創生推進事務局の推進交付金担当に相談していただくことなどにより、事業内容の磨き上げに努めていただきたい。

3-20 今般の申請において、2年目以降の事業内容、申請額をどのように記載すべきか。

- 今回の申請にあたり、今後の3年間（ないしは5年間）の事業がどのように進展していくのか、具体的に事業の展開や金額について記載願いたい。推進交付金は、基本的に、官民協働、地域間連携、政策間連携の要素を含み、複数年度かけることで効果が発揮されるような取組を支援するものである。
- そのため、例えば、地域商社の取組において、1年目においては市場調査として主要製品のテストマーケティングの経費が必要であり、2年目においてブランド確立と販路開拓を進める組織作りに本格的に着手し、3年目においては販路拡大のための新たな商品開発を支援するなど、複数年度かけた立ち上げを支援していくことを想定している。特に、先駆タイプにおいては、5年間にわたって、同じ事業、または、同じ金額が単純に継続していくことは想定していない。
- なお、具体的な申請スケジュール等はいずれお示しすることとなるが、いずれ28年度に採択された事業の1年目（28年度内）の事業の進捗やその効果検証を踏まえ、29年度（以降）の各年度の交付金申請を行って頂くこととなり、その際、原則として、今回提出された実施計画記載の事業や想定金額の範囲内で申請を頂くこととなる。（1年目（28年度内）の事業の進捗やその効果検証を踏まえ、合理的な範囲内で2年目以降の事業計画を変更していくこともありうる。）

3-21 推進交付金を広域連携事業で申請した場合、それに対応する地域再生計画も事業申請地方公共団体名で作成する必要があるのか。

- 地域再生計画の申請の方法について統一的な取り決めはないが、可能であれば広域連携事業を申請している地方公共団体が連名で作成いただきたい。ただし、地方公共団体によっては他の支援措置と合わせて地域再生計画を作成している場合もあるので、連名での計画作成を必須とするものではない。

4. 道、污水处理施設、港の整備事業について

4-1 道、污水处理施設、港の整備事業（以下「3整備事業」）について、「原則として、道、污水处理施設、港の整備事業と、上記の先駆タイプ、横展開タイプ、隘路打開タイプその他の政策効果を高めるためのソフト事業と連携・組合せをするよう努めるものとする」とされているが、なぜそうしたソフト事業と連携、組合せをするよう努める必要があるのか。

- 地方版総合戦略に基づく取組が、より政策効果を高めていくためには、3整備事業のみではなく、ソフト事業と連携・組合せをするよう努めて頂くことが重要と考える。
- また、「地域再生基本方針（平成28年4月15日閣議決定）」における「基本的な方針」においても、「交付金等の地域再生独自の支援措置を講ずるとともに、各分野における関連施策との連携を図る」こととしているところであり、3整備事業を実施するにあたってソフト事業との連携・組合せをするよう努めることは地域再生の基本方針に合致するもの。

4-2 3整備事業について、28年度における地域再生計画の認定において、連携・組合せが求められる「政策効果を高めるためのソフト事業」は、地方単独事業として行うソフト事業も含みうるのか。また、「政策効果を高めるためのソフト事業」と連携・組み合わせないことも許容されるのか。

- 3整備事業について、28年度の地域再生計画の認定に際して、連携・組み合わせるソフト事業は、「政策効果を高めるため」のものであれば、地方単独事業として行われるもの（必ずしも予算を要するものに限らない）も含みうる。
- また、原則として、「政策効果を高めるためのソフト事業」と連携・組合せするよう努めて頂きたいが、観光や地域産業施策、移住・定住施策、小さな拠点を含め、地方創生に向けた施策の検討が行われた結果、あえてソフト事業を組み合わせず事業実施しなくても、この3整備事業のみを行うことでKPI達成に向けて十分政策効果が高いなどの場合には、3整備事業のみの単独の採択もあり得る。

4-3 3整備事業についての「先導性」はどのように説明すればよいのか。①自立性、②官民協働、③地域間連携、④政策間連携等の要素が要件となるのか。

- 3整備事業においては、2以上の施設を総合的に整備することを要件としており、2以上の施設を総合的に整備する効率性・有効性を十分に発揮させる計画内容として頂くことによって、政策間連携の要素を含みうる。
- 3整備事業において、それ以外の全ての要素に該当することを求めるものではないが、政策間連携以外の要素がある場合は、積極的に地域再生計画に記載頂きたい。

4-4 3整備事業においても、交付金対象事業の実施状況に関する客観的な指標（KPI）の設定が必要なのか。

- 本交付金の基本的なコンセプトとして、地方公共団体の自主性・主体性に基づき事業構築していただく一方で、それぞれの事業については、実施状況に関する客観的な指標（KPI）を設定、PDCA サイクルを整備して頂き、事業を効率的・効果的に実施していただくことを想定しているため、3整備事業についても、KPI の設定は必須である。

4-5 従来からの地域再生計画における「地域再生の目標」と今回交付金対象事業について新たに設定する KPI の違いは何か。地方版総合戦略の KPI と関連性があるものにする必要があるか。

- 地域再生計画における「地域再生の目標」は、地域再生計画全体の目標として、連携・組合せして頂くソフト事業など関連する事業も含めた総合的な事業の実施によるアウトカム指標を記載するもの。当該目標について、従前通り、中間評価、事後評価を行い、その結果を内閣府に報告するとともに公表して頂く。
- KPI は、3整備事業の実施により直接発生するアウトカム数値を記載して頂く。評価については、原則毎年度行うこととし、指標の達成状況を要望調査の結果と併せて内閣府に報告する。
- 地域再生計画全体及び交付金対象事業それぞれにふさわしい適切な目標、指標を設定頂くこととなるが、それぞれの目標、指標が同じものになることは差し支えない。
- また、「地域再生の目標」、KPI とも、地方版総合戦略の KPI と関連性がある指標を設定することが望ましい。

4-6 KPI として、事業のアウトプットを設定してもよいか。

- KPI は評価可能なアウトカム数値を設定して頂きたい。単に整備量の増加を指標とするなど事業のアウトプットを KPI の指標として設定することは望ましくない。

4-7 3整備事業においては、ある程度の工事が完了しないと供用開始されないなど、公共事業の一般的な特徴により、毎年度のKPIを設定、評価するのが非常に困難な場合も想定されるが、そういった場合でも毎年度のKPIの設定、評価が必要なのか。KPIの達成状況が芳しくない場合には、対策が求められるのか。

- 原則、毎年度評価可能なKPIを設定の上、評価して頂く必要がある。しかしながら、ある程度の工事が完了しないと供用が開始されず、効果が発現しないといった公共事業の特殊性にも十分配慮してKPIの達成状況についての評価を行って頂くこととなる。
- なお、次年度以降の3整備事業の要望の際に、設定されたKPIの達成状況についての評価をして頂くこととなるが、その際、公共事業の特殊性も含めて説明いただくこととなる。なお、供用が開始されているにも関わらず、KPIの達成状況が芳しくない場合、KPI達成に向けた改善策の検討をお願いすることとなる。

4-8 経過措置により実施する27年度以前に認定された地域再生計画に基づく事業について、事業量の増加や計画期間の延長等の計画変更が可能か。

- 27年度以前に認定された継続事業について、やむを得ないものと認められる場合においては、従前どおりの手続きにより計画変更を行うことが可能である。ただし、計画期間はおおむね5か年度と規定しておりその範囲内での変更となる。

4-9 経過措置により実施する27年度以前に認定された地域再生計画に基づく事業について、地方版総合戦略に位置づけられる必要があるか。

- 27年度以前に認定された継続事業については、地方版総合戦略に新たに位置づけて頂くことを求めるものではない。

4-10 先駆タイプ、横展開タイプ、隘路打開タイプについては、地方公共団体ごとの申請事業数について、「原則として、都道府県にあっては6事業まで、市区町村においては3事業までを目安」とされているが、3整備事業にも適用されるのか。

- 3整備事業については、この事業数の内数としてカウントしない。
- なお、3整備事業については、申請事業数の上限は設けないものの、真に必要なかつ有効な事業を選定して頂くとともに、政策効果を高めるためのソフト事業との連携・組合せに努めて頂きたい。

4-1-1 先駆タイプの交付金額の上限についての目安である「都道府県においては1事業あたり国費2億円（事業費ベース4億円）、市区町村においては1事業あたり1億円（事業費ベース2億円）」、横展開タイプ及び隘路打開タイプの交付金額の上限についての目安である「都道府県において1事業あたり5,000万円（事業費ベース1億円）、市区町村においては1事業あたり国費2,500万円（事業費ベース5,000万円）を上限」については、3整備事業についても適用されるのか。

- 3整備事業については、この交付金額の目安は適用しない。
- なお、3整備事業については、交付金額の上限は設けないものの、真に必要なかつ有効な事業を選定の上、効率的な地域再生計画を作成願いたい。

以 上